記者発表資料

令和４年５月２４日
酒田河川国道事務所

堤防除草の刈草を無償提供します
～刈草の有効利用と処分コスト縮減の取り組み～

酒田河川国道事務所では、河川堤防に変状等の異常がないかの確認をするため、堤防除草を実施しております。
最上川下流と赤川の堤防除草に伴い発生する刈草について、地域の皆様に有効利用して頂けるように無償で提供しますのでお知らせいたします。これにより処分コストの縮減を図ることができます。

１．刈草提供の申し込み方法
申込用紙に必要事項を記入のうえ、担当する出張所へ事前に提出
申し込み：令和４年６月から
月～金曜日（祝日を除く）９：００から１７：００まで
※提供区間毎に先着順といたします。

２．刈草提供期間
令和４年６月上旬～１０月下旬
（※作業状況により各出張所及び場所によって提供時期が異なります。）

３．提供除草区間
最上川下流：最上川河口～最上川さみだれ大堰　京田川：最上川合流点～新広田橋
相　沢　川：最上川合流点～大石橋　赤　川：新川橋～熊出赤川橋


（提供刈草の積み込み運搬）


（刈草の梱包作業）


（提供刈草 梱包ロール）

※申込書はこちらから確認いただけます。
http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/bosyu/karikusa.html

〈 発表記者会：酒田記者クラブ、鶴岡記者会、
エフエム山形、酒田エフエム放送、コミュニティ新聞社 〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所
〒998-0011 酒田市上安町1-2-1

<<本制度に関すること>>
河川管理課長　小野寺（おのでら） 淳（あつし）　Tel 0234-27-3497（課直通）

<<刈草の提供に関すること>>
酒田出張所長　藤原（ふじわら） 孝史（たかし）　Tel 0234-22-3604
飽海出張所長　松田（まつだ） 信也（しんや）　Tel 0234-57-2077
赤川出張所長　伊藤（いとう） 基博（もとひろ）　Tel 0235-23-2032

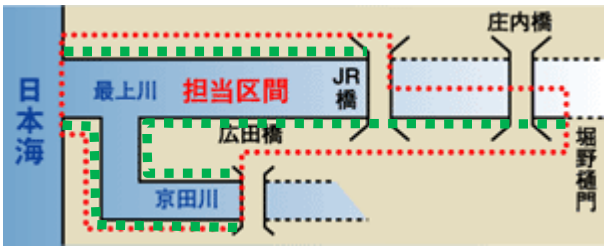
刈草提供期間・申込先及び除草区間

刈草の提供期間及び除草区間は以下のとおりです。
ただし、除草箇所の順番による**提供不可能時期や除草を行わないエリア**などがありますので、**申込の際にご確認**ください。
また申し込みは随時受け付け（平日のみとし、土・日・祝日は除く）していますが、除草後一定の期間をおいた後に**「申し込みがない」と当方で判断した場合は刈草の状態により処分します**ので、その際はご了承願います。

【刈草提供期間】
令和４年６月上旬～１０月下旬
※作業状況により各出張所及び場所によって提供時期が異なります。

【申込先及び除草区間】
◆酒田出張所管内
・酒田出張所　〒998-0838 酒田市山居町2-12-14　TEL.0234-22-3604

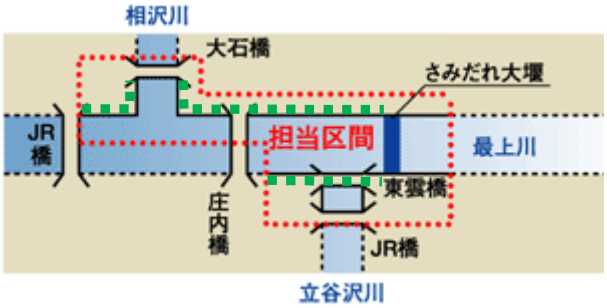




・提供範囲 ▪▪▪▪▪▪▪▪
最上川下流（右　岸）：最上川河口～最上橋梁（JR）（酒田市砂越）
〃　（左　岸）：最上川河口～堀野樋門（東田川郡庄内町）
京　田　川（左右岸）：最上川合流点～新広田橋（国道7号）

◆飽海出張所管内
・飽海出張所　〒999-6811 酒田市柏谷沢字内山40-1　TEL.0234-57-2077



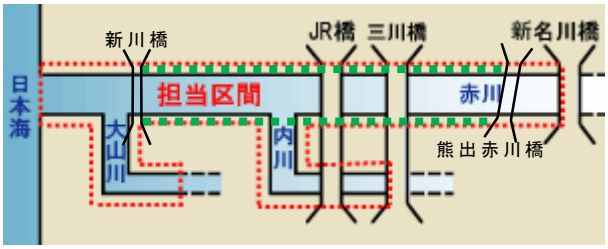


・提供範囲 ▪▪▪▪▪▪▪▪
最上川下流（右　岸）：最上橋梁（JR）（酒田市砂越）～最上川さみだれ大堰
〃　（左　岸）：堀野樋門（東田川郡庄内町）～最上川さみだれ大堰
相　沢　川（左右岸）：最上川合流点～大石橋（県道40号）

◆赤川出張所管内

・赤川出張所　〒997-0011 鶴岡市宝田2-3-55　TEL.0235-23-2032





・提供範囲 ▪▪▪▪▪▪▪▪

赤　川（左右岸）：新川橋（県道357号）～熊出赤川橋（山形自動車道）

刈草提供申込書

「刈草提供に伴う注意事項」に同意を行った上で、刈草の提供を申し込みます。
なお、担当出張所から指示等があった場合は、異論なく従います。
また、下記記載事項に虚偽等はありません。

令和　　年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇申込者記載事項

住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先(電話番号等)：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

搬出予定日：令和　　年　　月　　日　　時 頃

搬出数量　□ 軽トラックで（　　）台分程度
□ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

用途　□ 家畜等の飼料
□ 田畑の敷きワラ
□ 堆肥の原料
□ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

【個人情報の保護】

本申込書で得た個人情報は、刈草の提供に係る適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。

刈草提供に伴う注意事項

◆刈草の提供は適正な利用（家畜の敷料、堆肥等への利用）を目的とした個人に対して提供を行っています。
よって刈草を直接販売して利益を上げる等の営利目的の場合には提供出来ません。

◆堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障とならない様にしてください。
また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。

◆万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

◆積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って清掃してください。

◆刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。
堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。

◆河川敷には、牧草採草地や畑など個人の土地などがありますので、立ち入らないよう注意してください。

◆申込者が多い場合は、提供できる量を調整させていただくこともあります。
また、提供希望場所や時期・草種など、必ずしもご希望に添えない場合があります。
詳しくは担当の出張所にご確認ください。

◆刈草以外の異物混入については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合もありますので、了承願います。

◆堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。
なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

◆積込・運搬時および引き取り後の使用における事故などについては各自の責任において対応してください。当方では責任を負いかねます。